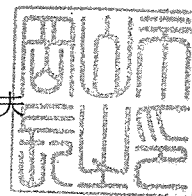


岡山市告示第 428 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 6年 6月 26日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定する区域

岡山市東区瀬戸町万富2354番1, 2359番, 2361番の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

(別図)

○指定する区域

北緯 $34^{\circ}46'46''$ 、東経 $134^{\circ}05'5''$ を起点とし、単位区画の回転角度は時計回りに $1^{\circ}24.59'$ である。

